

大和市告示第23号

大和市防火協力団体補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年2月14日

大和市長 大 木 哲

大和市防火協力団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災並びに危険物及び液化ガスに起因する災害の予防に資するため、大和市の防火協力団体が行う事業に対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、大和市防火安全協会（以下「協会」という。）が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 火災予防思想の普及啓発
- (2) 自衛消防隊育成支援
- (3) その他協会の目的を達成するため必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で決定された額とする。

(補助金の申請時期)

第5条 補助金の申請は、当該年度の協会総会終了後、規則第4条に基づき行うものとする。

(実績報告の提出時期)

第6条 実績報告は、翌年度の協会総会終了後、速やかに規則第10条に基づき行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。